

かすみがうら市議会 総務経済委員会
令和 8 年 8 月 17 日 都市建設部上下水道課

下水道使用料の改定（答申）について

1. 概要

下水道事業は、令和元年に企業会計へ移行し独立採算制の原則が適用されることから使用料によって汚水処理に要する経費を賄わなければなりません。

しかし、使用料収入のみで経費を賄えないことから、収支不足分を一般会計補助金により補填し経営を維持しています。

今後、人口減少に伴った使用料の減収及び下水道施設の老朽化に伴う修繕・更新工事費用の増加、物価高騰による維持管理費等の増加により、厳しい経営が続く見込みとなっています。さらに、国交付金における交付要件が令和 7 年度から適用され本市の指標指数は、要件基準（使用料単価 150 円以上・経費回収率 80%以上）を満たせない年度があり一部国交付金の制限を受ける状況になっています。

2. 経過

国交付金の確保並びに将来にわたり下水道事業の安定した経営継続を目的に、かすみがうら市上下水道事業運営審議会を 3 回開催し答申を得ました。

〔上下水道事業運営審議会の開催状況及び主な答申内容〕

開催日	審議内容
令和 8 年 2 月 24 日	・ 下水道使用料の改定について（諮問） ・ 現状と課題について ・ 使用料改定のシュミレーション
令和 8 年 4 月 28 日	・ 使用料算定について ・ 改定案について
令和 8 年 6 月 23 日	・ 下水道使用料の改定について（答申） 〔主な答申内容〕 ○基本料金と従量料金に対して一律に改定率を乗じることが妥当である ○今回の改定率は安定した経営及び次回への影響も考慮し一律 30%とすることが妥当である ○経費回収率 100%を目標に 5 年程度を目安として定期的な改定の検討及び準備を行うこと ○改定の時期は使用者への周知期間等を考慮し令和 9 年 4 月 1 日が妥当である

3. 下水道使用料の比較表

(単位：円「税込み」)

項目	改正前	改正後	比較	増加率
基本料金 排除汚水量 10 m ³ まで	1,210	1,573	363	30%
超過料金 (1 m ³ につき) 11 m ³ 以上 20 m ³ 以下	132	171	39	30%
21 m ³ 以上 30 m ³ 以下	143	185	42	30%
31 m ³ 以上 50 m ³ 以下	154	200	46	30%
51 m ³ 以上 100 m ³ 以下	165	214	49	30%
101 m ³ 以上 500 m ³ 以下	176	228	52	30%
501 m ³ 以上 1,000 m ³ 以下	187	243	56	30%
1,001 m ³ 以上	198	257	59	30%

4. 使用水量別の比較表

(単位：円「税込み」)

汚水量	改正前	改正後	比較	増加率
10 m ³	1,210	1,573	363	30%
20 m ³	2,530	3,289	759	30%
30 m ³	3,960	5,148	1,188	30%
50 m ³	7,040	9,152	2,112	30%
100 m ³	15,290	19,877	4,587	30%
500 m ³	85,690	111,397	25,707	30%
1,000 m ³	179,190	232,947	53,757	30%

茨城県内市町村の下水道使用料（20m³使用_税抜き価格） R7.10.1現在

